

#### IV. 米国農務省の調査結果及び行動計画

2006年1月20日、マイク・ジョハンズ農務長官は、日本への不適格な子牛肉の輸出に  
応えて最初に12の措置を発表した。

農務省食品安全検査局(FSIS)のプログラム評価執行審査部は、問題の2施設を調査し、  
その結果は、FSISの「日本向け輸出調査報告、ゴールデン社及びアトランティック社」  
に記録されている。農務省監察官室(OIG)は、「日本向け牛肉輸出証明プログラムにつ  
いてのUSDAによる管理の評価」に関して監査を行った。これらの各文書に、多くの調査  
結果とその結果に対して取られた措置が繰り返し述べられている。

##### 1. 2006年1月20日のマイク・ジョハンズ農務長官により発表された最初の措置

2006年1月20日、USDAは、不適格な子牛肉が日本へ出荷されたとの通知を受けて直ち  
に対応した。FSISの評価執行審査部による、当該2施設及び子牛肉出荷に関係するすべ  
てのFSISの検査プログラム担当職員の調査は、2006年1月20日、金曜日朝に始まった。  
この調査の一部として、FSISは、子牛肉の出荷に関与した施設の監督経緯を再調査し、  
評価した。FSISの調査は、OIGの協力のもとに実施された。FSISは、問題の製品の確認  
検査を指示し、日本市場への出荷を証明した職員の仕事ぶりや行動も調査した。

また、2006年1月20日金曜日、USDAは12の措置を決定した。これらの措置は、今回  
のような事態の再発を防止する意向を公表する以前に進められ、また既にいくつか実施  
されていた。

2006年1月20日に発表された最初の措置は、我々の調査及び過去の措置や今後の措置  
について、日本政府に報告書を提出することであった。本書がその報告書である。

2006年1月20日に発表された2番目の措置は、日本向けとして不適格であった子牛肉  
製品を含め、輸出用の子牛肉製品を生産していた問題の施設を、リストから削除するこ  
とであった。

アトランティック社(ニューヨーク州、ブルックリン)とその供給者であるゴールデン社  
(オハイオ州、クレストン)は、双方とも農業販売促進局(AMS)の輸出証明(EV)プログ  
ラムから除外された。アトランティック社とゴールデン社は、日本への子牛肉輸出を認  
定されたただ2つの企業であった。ゴールデン社は、2006年1月12日の火災により、  
操業ができなくなった。アトランティック社は、2006年1月20日、東部時間午前8時

34分にリストから削除された。

2006年1月20日に発表された3番目の措置は、EV輸出証明書に第2の署名を求めることであった。

条件が充足されていることを確認する過程に、さらに1段階加えるため、FSISとAMSの双方が、EVプログラムにおける出荷を確認する責任を分担することを決定した。この結果、AMSが第2の署名を行うこととなった。(詳細については「FSISの調査所見と措置」に述べられている)。

2006年1月20日に発表された4番目の措置は、USDAが抜き打ち検査を行うことを、EVプログラムの一部とすることであった。

FSISは、当該局の検査プログラムの担当職員が、輸出証明のために定められた手順に正確に従っていることを検証するため、EVで認定された施設を抜き打ちで訪問することとなる。こうした手順を検証するための抜き打ちの訪問は、2006年4月から始まる。

AMSは、EVプログラムのすべてを抜き打ちで審査する。これは施設の現場で行われ、指定された製品条件が遵守されるような施設の処理過程を観察する。

2006年1月20日に発表された5番目の措置は、FSISが同局のすべての地域事務所長と電話会議を行い、EVプログラムに関し各国向けに定められた輸出条件を再確認することであった。

2006年1月20日同日、FSISは同局の地域事務所長すべてと電話会議を行い、EVプログラムを持つ国が指定した手順と輸出条件を再確認した。FSISの地域事務所長は、彼ら及び輸出に責任をもつFSIS検査プログラム担当職員全員が、輸出条件を知り、かつ理解する責任がある旨説明を受けた。更に、この電話会議により、すべての検査プログラム担当職員が輸出する施設が輸出条件すべてを遵守していることを確実にすることが、特に必要であると再確認された。この分野において、職員は自らの義務を履行する責任を負うことが明らかにされた。

2006年1月20日に発表された6番目の措置は、2006年1月23日にFSIS検査プログラム担当職員による電話会議を行い、EVプログラムに関係するすべての国の条件を再確認することであった。

2006年1月23日、FSISは、EVプログラムに関連する条件を再確認するため、すべての認定施設について、配属された責任ある検査プログラム担当職員による双方向的なウェブによる研修を行った。

このウェブによる研修は、輸出条件の遵守、安全性及び正確性を保証するため、輸出条件を集中的に再確認した。特に、このプログラムは、「FSIS 指令 9000.1 輸出証明」及び「9040.1 輸出向け製品の再検査」を詳細にわたり再確認した。輸出、各国向け条件、輸出証明プログラム及び輸出手順の関係資料が、すべての会議参加者に配布された。この研修では、輸出証明書の情報が正確であることを検証し、輸出施設からの適切な添付書類が輸出証明書と一緒に含まれていること、及び受入国に追加条件があるかFSISの輸出ライブラリーで確認したことを保証する、という証明担当職員の責任についても説明された。

パワーポイント、適格な製品のデジタル映像、シナリオ及び質疑応答を含む研修に使用された資料すべては、AMSのEVプログラム概説書及び改訂された指令や通知文書などの関連資料とともに、FSISの検査プログラム担当職員のためのコンピュータを利用した研修にフォーマットされている。継続的な研修として、また、EV条件を遵守した製品を生産する施設を含め、割当て交代で行う職員のため、職員はこのコンピュータによる研修を受ける。またこの研修は、補足的な研修としても、2006年1月以降に雇用された新規の職員の教育のためにも使用される。この研修が完了すると、AMSの研修データベースに各職員が記録される。

2006年1月20日に発表された7番目の措置は、輸出証明認定施設において、検査プログラム担当職員が法令遵守を保証する手順を再審査することであった。

4番目の措置に述べた抜き打ちの再調査に加えて、AMSは、EVプログラムを要求している各国の輸出証明認定施設のため、すべてのEV認定施設の再調査を実施する。再調査では、EVプログラムのリストにある特定の製品条件（例えば、せき柱の除去）の各施設での実施状況が対象となる。これら再調査は、日本政府がこの報告書及び措置を再検討し、承認してから2週間以内に、かつ日本への製品出荷に先立ち完了される。

これらの再調査は、認定された施設の品質管理システム評価／輸出証明プログラム下の年2回の現行の監査を補完するものである。この監査は、品質管理システム(QS)マニュアルを遵守しているかどうかについて客観的に判断するため、証拠を入手し、当該情報を評価するシステムティックで文書化された手続きである。これらの監査は、特定の製品条件の遵守を保証するため、施設の所定の手続きを評価する。

2006年1月20日に発表された8番目の措置は、当該調査が完了し、これに関連した措置が実施されるまで、日本向け輸出証明プログラムに基づき認定する施設を追加しないことであった。

追って通知があるまで、日本向けEVプログラムに基づき監査もしくは認定される施設はない。これは、2006年1月20日に実施された。

2006年1月20日に発表された9番目の措置は、日本政府との作業が要請された場合、日本へチームを派遣する意向があるということであった。

要請があれば、USDAは、共に作業を行うため技術チームを日本へ派遣するつもりである。

2006年1月20日に発表された10番目の措置は、FSISが問題の施設の調査を実施することであった。

本報告書には、当該調査の要約、証拠書類、調査結果及び措置が含まれている。

2006年1月20日に発表された11番目の措置は、EV条件上のFSISの検査プログラム担当職員の追加研修が設けられ、この研修が完了した旨を認定する署名入りの認定書が要求されることである。

FSISは、EVプログラムの検査要員のための追加研修を実施し、こうした措置を基にした研修を継続して行う。2006年1月23日月曜日、FSISは、すべての輸出証明認定施設の責任ある立場の検査プログラム担当職員に対して、双方向的なウェブによる研修を実施した。この会合は、条件の遵守、安全性及び正確性の維持を保証するため、輸出条件を集中的に再検査することであった。特に、このプログラムは、「FSIS指令9000.1輸出証明」及び「9040.1輸出を意図する製品の再検査（指令9000.1輸出証明書は、輸出証明手続に関する現在のFSISの方針を明確にするため改正される）」を詳細に再確認した。輸出、各国向け条件、EVプログラム及び輸出手続に関する関係書類は、会議参加者のすべてに配布された。この研修は、輸出証明書に関する情報が正確であることを検証し、輸出施設の輸出証明書と適切な関係書類が添付されていること、及び彼らが、受入国の追加条件があるかどうかFSISの輸出ライブラリーで確認したことを確実にするという、証明検査担当職員の責任を何度も繰り返した。

パワーポイント、適格な製品のデジタル映像、シナリオ及び質疑応答を含む研修に使用

されたすべての資料は、AMS の輸出証明プログラムの概説書及び改訂された指令及び通知などすべての参考資料とともに FSIS の検査プログラム担当職員のためウェブによる研修にフォーマットされている。職員は、追加の研修と輸出証明の条件を満たした製品を生産する施設を含め、当該業務を担当する職員のためのウェブによる研修を受けることになる。また、研修は、補足の研修としても、2006年1月以降に雇用された新規の職員の教育のためにも使われる。この研修が確実に完了すれば、AMS の研修データベースに各職員が記録される。

FSIS は、輸出証明プログラムに基づく牛肉製品の証明に関する役割と責任を明確にするため、改訂された通知「輸出証明プログラムに基づく牛肉製品の証明」を作成しつつある。またこの通知に関連して、検査プログラム担当職員に追加研修が行われる。FSIS は、検査プログラム担当職員が研修を完了し、実績評価を通じて証明手続に専門性がある旨の文書を要求することとなる。FSIS は、2006年3月15日までに、この研修を行うことになろう。

2006年1月20日に発表された12番目の措置は、条件を遵守していることを保証するため、輸出証明プログラムに参加する施設の代表者と会議を行うことであった。

2006年1月24日、USDA の担当職員は、ワシントンのUSDA 本部において、輸出証明プログラムに参加する施設の代表者との会議を開催した。日本へ牛肉を輸出する施設の最高経営責任者と品質管理担当取締役を含む上級管理者は、農務長官から出席を期待している旨の通知を受け、これらすべての施設が出席した。更に、USDA は、日本以外の国への輸出に関する承認されたEVプログラムを持つ施設全ての上級管理者の参加を奨励し、多くが出席した。マイク・ジョハンズ農務長官は、自らこの団体に語りかけ、米国の農場と食品輸出プログラムを高レベルに維持するため、すべての条件を遵守することの重要性を明確に伝えた。

2006年1月24日の会議において、業界が輸出条件を遵守するため、FSIS とAMS は共に重要な問題に取り組んだ。特に、輸出証明手順が再検討され、引き続き各国向け条件と輸出証明手順について徹底的に協議が行われた。プレゼンテーションは、すべての輸出証明認定施設に電送され、FSIS とAMS の双方の公式ウェブサイトで発表された。参加招待状、議題及びプレゼンテーションの写しは、付属書類Hとして本報告書に同封されている。

USDA による 2006 年 1 月 20 日発表の 12 措置項目

USDA 日本向け牛肉輸出確認プログラム

措置 番号	措置	色彩コード 緑=完了 黄=進展中	状況/コメント
1	我々の調査及び過去の措置や今後の措置について、日本政府に報告書を提出する。	(緑)	この措置は本報告書の送達と同時に完了される。
2	日本向けとして不適格であった子牛肉製品を含め、輸出用の子牛肉製品を生産していた問題の施設を、リストから削除する。	(緑)	日本への子牛肉の輸出を認定された 2 施設のみが 2006 年 1 月 20 日にリストから除外された。
3	EV 輸出証明書に第 2 の署名を求める。	(黄)	3 月 1 日又はそれ以前に開始。FSIS と AMS が EV プログラムのための出荷を確認する責任を分担するべきであったことが決定された。輸出条件が満たされていることを確認するために、AMS は輸出証明手続き中にこの第 2 の署名を行う。
4	USDA が抜き打ち検査を行うことを、EV プログラムの一部とする。	(黄)	2006 年 4 月又はそれ以前から、FSIS 検査プログラム担当職員が輸出証明のための既定の手続きに正しく従っていることを確認するために、EV 認定済みの施設への抜き打ちの訪問を実施する。AMS は全ての EV プログラムの抜き打ちの再確認を実施する。再確認は施設の敷地内で行われ、施設が EV 手順を遵守することを確認する。
5	すべての地域事務所長との電話会議を開催する。	(緑)	2006 年 1 月 20 日に完了。EV プログラムに関わる確立された手続き及び国ごとの輸出条件を再確認するために FSIS は電話会議を開催した。検査プログラム担当職員が輸出条件を知り理解しなければならないことが強調された。

6	全てのEVプログラム関係国の要求事項を再確認するための電話会議を開催する。	(緑)	2006年1月23日に完了。FSISはウェブ上でのEV認定済みの施設に割り当てられた検査プログラム担当職員との双方向の研修を行った。
7	輸出証明認定施設において、検査プログラム担当職員が法令遵守を保証する手順を再審査する。	(黄)	AMSは全てのEVプログラムの再確認を行う。これらの再確認は日本政府が報告書及びその措置を考察し受容れてから2週間以内に、そして日本への製品出荷前に完了するであろう。これらの再確認は現在実施中の半年ごとの監査を補足する。
8	当該調査が完了し、これに関連した措置が実施されるまで、日本向け輸出証明プログラムに基づき認定する施設を追加しない。	(緑)	2006年1月20日発効で、追って通告があるまでは、他の施設が日本に対するEVプログラムのために監査され追加認定されることはない。
9	日本政府との作業が要請された場合、日本へチームを派遣する意向がある。	(黄)	USDAは喜んで連携のために日本に技術チームを派遣する。
10	問題の施設の調査を実施する。	(緑)	2006年2月2日に完了。FSISは改善の機会に向けて5項目の調査結果と18の追加措置を明らかにした。
11	EV条件上のFSISの検査プログラム担当職員の追加研修が設けられ、この研修が完了した旨を認定する署名入りの認定書が要求される。	(緑)	進行中。FSISはEVプログラムの検査職員に既に追加的な研修を行ったが、これらの措置についての研修を続行することになる。2006年1月23日にFSISはEV認定済み施設での検査プログラム担当職員のためのウェブ上での双方向の研修を行った。この会合は輸出条件の遵守、安全性及び正確さが維持されることを確実にするための輸出条件の集中的な再確認であった。
12	条件を遵守していることを保証するため、輸出証明プログラムに参加する施設の代表者と会議を行う。	(緑)	2006年1月24日に完了。米国の農場と食品輸出プログラムを高レベルに維持するため、すべての条件を遵守することの重要性を明確に伝えたるべく、USDAの担当職員は、ワシントンのUSDA本部において、輸出証明プログラムに参加する施設の代表者との会議を開催した。

#### IV. 米国農務省の調査結果及び行動計画

##### 2. FSIS 調査結果及び行動

この事件に関して徹底的で完全なる調査を行った結果、5つの調査結果及び15の措置のためのステップが特定された。それらは本報告書のこのセクションに詳細に記されている。

##### 第1の調査結果：

両施設の FSIS 検査プログラム担当職員は、アトランティック社、またはその供給と畜場のゴールデン社が、AMS の輸出証明プログラム (EV プログラム) に基づく日本向け輸出の認定を、最近取得したことを認識していなかった。FSIS 検査プログラム担当職員は、署名を得るため輸出証明書が申請された際に、アトランティック社が認定された EV プログラム施設であることを初めて認識した。

##### 第1の調査結果に対する措置

AMS は、施設が EV プログラムに基づいて監査され、認定もしくはリストから削除される際には、FSIS に通知するものとする。この通知は下記の要領で実行される。

1. 施設が EV プログラムのための AMS による認定を求めて、その QS マニュアルを提出すると、直ちに AMS は FSIS テクニカル・サービス・センター (TSC) に通知する。FSIS は、認定施設の検査プログラム担当職員に対し、輸出証明書の条件に応じた研修を行う。FSIS は、認定施設の担当職員の研修が AMS の通知から 5 日 (業務日) 以内に修了することを保証する。FSIS は、該当検査プログラム担当職員が研修を修了したとき、AMS に通知する。AMS は FSIS から研修が修了したという通知を受け取るまでは施設に輸出の認定をしないものとする。
2. 施設が EV プログラムの認定を受けた場合、AMS は、その施設を特定の国に対して製品の輸出を認定された施設リストに加える。AMS から FSIS へのそのリストの通知は、監査結果の写しの FSIS TSC への電子的送信で行い、さらに FSIS TSC は FSIS 地方事務所にそれを通知する。AMS は監査報告書の完全な写しを FSIS TSC に電子的に送信することによってフォローアップをするものとする。
3. 施設がリストから削除された場合、AMS は FSIS TSC に直ちに通知し、FSIS TSC は FSIS 地方事務所に通知する。AMS はリスト削除の通知の写しを、また、適当な場合は監査報告書を FSIS TSC に電子的に送信することによってフォローアップするものとする。



4. 認定された施設は、記録として全てのEVプログラム監査報告書の写しを保持するものとし、経営者は次の毎週のミーティングで監査報告書についてFSISの任命した施設検査プログラム担当職員と討議するものとする。このことは、EVプログラム認定施設に対するひとつの義務として加えられるものとする。
5. FSISは全ての監査結果およびAMSの報告書の受領を確認するものとする。

\*米国農務省は2006年2月13日月曜日に上記の変更を履行した。

#### 第2の調査結果：

ゴールデン社は、アトランティック社に対して日本向け輸出用の内臓を供給する資格を持っていなかった。今回の事件では、ゴールデン社はアトランティック社に内臓を出荷し、それを日本向け輸出の資格があるとして証明した。アトランティック社は、日本向けに供給することを認定されていない施設に由来する内臓であるにも関わらず、日本向け輸出の資格があるものと証明し、内臓を日本に輸出した。

#### 第2の調査結果に対する措置：

と畜場と部分肉処理施設とが別々の施設である場合、AMSは部分肉処理施設に対し、部分肉処理施設にとっての供給者であるEV認定と畜場施設のリストを保持するよう求める。

さらに、AMSは、部分肉処理施設に対し、各EV認定と畜場がEVプログラムに基づき認定される製品の現行リストを保持するよう求める。認定EVプログラムの一環として、これら施設は、FSISが施設の記録を閲覧できる状態であることを要求される。

\* AMSは2006年3月1日又はそれ以前に実行するものとする。

#### 第3の調査結果：

EVプログラムの条件の充足を確認する責任が、最終的にはFSISかAMSかという、権限の境界線が不明確であることが、調査中に明らかになった。

#### 第3の調査結果に対する措置：

条件の充足を確認するためのプロセスの中に、もう一つステップを加えるため、EVプログラムにおける出荷確認についての責任をFSISとAMSの両者が共同で負うべきであると決定された。この調査結果のために、AMSは輸出証明プロセスにおいて第二の署名を提供する予定である。改正されたプロセスは以下のとおりである。

任意のEV認定施設からの各輸出証明関係輸出証明書に対し：

- FSISは、全ての食品安全条件の充足を証明し、署名する。
- AMS は、EV プログラムに基づいて認定された施設に対し、QSA マニュアルの中に輸出向け製品リストの掲載を義務づける。そのリストには、内臓を始めとする輸出向けの全ての牛肉品目が掲載されなければならない。その他、そのリストには特定の製品コード番号、及び施設食肉製品特定品目番号（IMPS）又は詳細な品目説明が掲載されなければならない。
- AMS は、供給業者及び部分肉処理施設が、仕向け先国に係る EV プログラムに基づいて、輸出証明書の申請書のリストに掲載されている各製品の処理及び輸出が認められていることを、確認する。
- AMS が当該施設が認定されていることを確認し、また輸出証明書の申請書に記載されている具体的な製品リストが、日本向け輸出として認定されていることを確認した後で、以下の内容の証明が出される。

「日本向けに輸出される牛肉は、EV プログラムの全ての必要な条件を充足している。食肉処理された牛がカナダから合法的に輸入されたものである場合は、年齢が20ヶ月以下であることを証明するため、EV プログラムの基準 5.2.1.1 又は 5.2.1.2 が適用される。もし、食肉処理された牛がメキシコ以外の第三国から合法的に輸入され、米国で飼育されたものである場合は、その牛の年齢が20ヶ月以下であることを証明するため、EV プログラムの基準 5.2.1.1 のみが適用される。」
- その他の EV 認定諸国に関しては、AMS は、全ての EV 条件を充足する施設及び製品に関して、同様の声明を発表するものとする。
- AMS は、各施設に対し、輸出証明書に署名をする FSIS 検査プログラム担当職員に、署名済の AMS の声明の写しを施設が提出するよう求める。AMS は、FSIS TSC へ、電子的に署名された AMS 声明全ての写しを電子送付する。
- FSIS は、この改訂されたプロセスと FSIS の役割及び義務について、検査プログラム担当職員に通知する。FSIS は、検査プログラム担当職員に対し、この通知に基づき研修を実施する。

\*第3の調査結果に対する措置は、2006年3月1日又はそれ以前に開始する予定である。

#### 第4の調査結果:

アトランティック社のFSIS検査プログラム担当職員は、食品安全問題に関する全ての認定に関して、十分な研修を受けていた。しかし、彼らはEVプログラムに関しては、十分な認識を持っていなかった。

#### 第4の調査結果に対する措置:

1. 2006年1月20日、FSISは、EVプログラムを持つ諸国向けの確立されている手続き、及び輸出条件を見直すため、全てのFSIS地域事務所長と、電話による会議を開催した。そこでは、輸出を担当する検査プログラム担当職員は、全員が輸出条件を知り、またそれを理解していなければならないことが強調された。さらに、その電話会議では、輸出を担当する検査プログラム担当職員全員が、各施設に対し、輸出条件全てを確実に遵守させることが、決定的に重要であると再度強調された。地域事務所長に対して、彼らと輸出を担当する検査プログラム担当職員全員が、輸出条件を熟知しておくべき責任があることが伝えられた。
2. FSISはEVプログラムの検査担当職員への追加の研修を行った。そして、継続的にこれらの措置に関する研修を行う予定である。2006年1月23日月曜日、FSISは、全てのEV認定施設の担当検査プログラム職員向けの双方向のインターネットによる研修を実施した。この会議は、輸出条件の遵守、安全性、及び正確性の維持を確保するため、輸出条件を集中的に再確認するものであった。具体的には、このプログラムでは、FSIS指令9000.1、輸出証明、及び9040.1、輸出向け製品の再検査の詳細な見直しが行われた。(指令9000.1輸出証明は、輸出証明プロセスに関する現在のFSIS政策を明確化するために改訂される予定である。)輸出に係る資料、国の条件、EVプログラム及び輸出手順が全ての会議参加者に配布された。研修ではまた、認定担当官の義務である、輸出証明書上の情報が正確であることを証明すること、各施設からの正しい添付書類が輸出証明書に含まれていることを確認すること、また、受入国に何らかの追加条件があるかどうかをFSIS輸出ライブラリーでチェックすることが、繰り返し強調された。
3. AMS EVプログラムの概要、改訂された指令、通知などの全ての関連参考資料、その他パワーポイント、資格ある製品のデジタル画像、シナリオ、質疑応答を

始めとする研修で使われた資料全てが、現在 FSIS 検査プログラム担当職員向けのコンピュータによる研修を作成するために用意されている。コンピュータによる研修は、職員にはフォローアップ・研修として行われ、また、EV 条件の対象となる製品を生産する施設が含まれる任務にローテーションで就く予定の職員にも提供される予定である。この研修はまた、補足研修として、また 2006 年 1 月以降に雇用された新規職員の研修のためにも使用される予定である。各職員の研修が成功のうちに完了したという証拠書類は、同局の研修データベースに記録される予定である。

4. FSIS は、EV プログラムに基づく牛肉製品を証明する責任という役割と義務を明確にするため、改訂された通知「輸出証明プログラムに基づく牛肉製品の証明」を作成しているところである。また、この通知に関して検査プログラム担当職員向けの追加研修が行われる。FSIS は、検査プログラム担当職員がこの研修を修了し、実践の評価を通じ、証明プロセスを習得したという証拠書類を求めることとする。2006 年 3 月 15 日までに、FSIS はこの研修を実施する予定である。
5. 追加的なコミュニケーション手段として、USDA は、EV プログラムを持つ施設の検査プログラム担当職員と EV 認定施設の職員に対し、定期購読の電子メールを開設した。EV プログラムが変更されたときには、電子メールで注意を喚起する通知を受け取る。USDA は、2006 年 1 月 24 日の業界幹部との会議の開催中、全ての参加者に対してその場で電子メール購読の受付を行った。現在までに、電子メールでの情報は、600 以上の購読者に配信されている。
6. 第 1 の調査結果に対する措置は、第 4 の調査結果に対しても対応するものである。施設の QS マニュアルが、AMS による EV プログラム認定のために提出されると、直ちに AMS は FSIS TSC に通知する。FSIS は認定された施設の検査プログラム担当職員に対し、輸出証明条件に関する研修を実施する。FSIS は、認定された施設担当職員の研修が、AMS の通知から業務日 5 日間以内に修了することを、確認するものとする。FSIS は、検査プログラム担当職員が研修を修了した際は、AMS に通知する。AMS は、FSIS から研修が修了したとの通知を受け取るまでは、施設に輸出認定を与えないものとする。これにより、検査プログラム担当職員の研修についての通知が適正であることが裏付けられる。

\*USDA は、2006 年 2 月 13 日月曜日に上記の変更を実施した。